

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和6年度）

住 所 東京都江東区有明3-13-1

事業者名 株式会社ゆりかもめ
代表者名 代表取締役社長 安部 文洋

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	該当無し	

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運行情報等の提供	駅構内や車内における映像や音声を発信する設備の定期的な点検等を実施しながら、当該設備を活用した運行情報等の提供を行う。（毎年度継続実施）	映像・音声設備を用いて運行情報等を適切に提供した。
照明設備の照度の確保	駅構内の通路や階段等において設置した照明設備について、定期的な点検等を行い、適切な照度を確保する。（毎年度継続実施）	照明設備の適切な照度を確保した。
旅客対応 (乗車券等発売所)	窓口では、旅客の求めに応じ、対面での対応を行う。また、必要に応じて筆談器やタブレット端末等を活用する。不在の際は、インターホンでの連絡を受け急行し対応する。（毎年度継続実施）	お客様への適切な案内を実施した。
教育訓練の実施	障害者や高齢者対応に関する駅係員への研修を実施するなど、必要な教育訓練を行う。（毎年度継続実施）	係員57名及び受託者35名に対し、研修を実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	乗降時の補助を行うとともに利用列車の停車時間を調整する。また、駅に係員が不在の際は、お客様から駅インターホンでの連絡を受け次第、近隣駅などから急行し対応する。（毎年度継続実施）	お客様への適切な案内を実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
文字、映像による情報提供	各駅の改札付近に設置している視認性の高いお客様案内ディスプレイで、文字や映像により、列車の運行状況等を情報提供する。(毎年度継続実施) モニター付インターホン、筆談器、タブレット端末等を用いたお客様対応を行う。(毎年度継続実施)	運行状況等の情報提供及び適切なお客様対応を実施した。
点字パネル・音声による情報提供	改札階、ホーム階で音声案内を行う。また、駅構内案内図、トイレ案内図、精算所には、点字パネルと音声ガイドを設置し、案内を行う。(毎年度継続実施)	お客様への適切な案内を実施した。
駅構内図の情報提供	エレベーターや誰でもトイレ等の位置を明示した駅構内図をホームページで情報提供する。(毎年度継続実施)	ホームページ上で駅構内図の情報提供を実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士及び交通サポートマネージャーの資格取得促進	介助、コミュニケーションスキル習得を目的とした当該認定資格を計画的に社員へ取得させる。(毎年度継続実施)	サービス介助士7名、交通サポートマネージャー4名が資格を取得した。
障害者高齢者対応研修の実施	移動困難者の状況を体験し、実践的なサポート方法を学ぶための研修を駅係員に実施することにより、バリアフリーに対する意識を高める。(毎年度継続実施)	係員57名及び受託者35名に対し、研修を実施した。
障害者高齢者対応マニュアルの更新	障害の種類に応じた配慮や障害者への理解といった基本的事項について、適宜、駅係員のお客様対応事例を踏まえた内容に見直す。(毎年度継続実施)	サービス介助士の研修資料等を基にマニュアルを更新し、研修を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
啓発活動・広報活動の実施	駅構内及び車内放送で優先席の利用マナーに関する啓発を行う。(毎年度継続実施) また、高齢者や障害者等が駅構内のバリアフリー施設を円滑に利用するための啓発放送等を実施する。(毎年度継続実施) 当社ホームページにおいて、駅構内におけるバリアフリー施設の利用に係る情報を提供する。(毎年度継続実施)	駅構内及び車内放送で啓発活動を実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

他社線との連絡会等の場を活用し、高齢者や障害者等の乗り継ぎ旅客の対応について、必要に応じて事業者間で情報共有を図り対応した。
--

(3) 報告書の公表方法

当社のホームページに掲載 (https://www.yurikamome.co.jp/company/about.html)
--

(4) その他

--

I. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和7年3月31日現在)

鉄道駅の名 称	路線名	所在都道 府県市町 村	一日当たりの 利用者 数	有人 駅、無 人駅の 別	公共交 通移動 等円滑 化基準 省令適 合の有 無	段差へ の対応	プラット ホーム の数	段差が 解消さ れている プラット ホーム の数	エレ ベー ターの 設置基 数	エスカ レー ターの 設置基 数	その 他昇降 機の設 置基数	傾斜路 の設置 箇所数	視覚障 害者誘 導用ブ ロック の設置 の有無	案内設 備の有 無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無	障害者 対応型 改札口 の設置 の有無	障害者 対応型 券売機 の設置 の有無	車いす 使用者 の円滑 な乗降 が可能 なプラ ットホ ーム	転落防 止のた めの設 置の有 無
芝浦ふ頭駅	東京臨海 新交通駅	東京都港 区海岸	5,032人	○	○	○	1	1	2基 (2)	2基 (2)	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
お台場海浜 公園駅	東京臨海 新交通駅	東京都港 区台場	13,435人	○	○	○	1	1	1基 (1)	2基 (2)	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
青海駅	東京臨海 新交通駅	東京都江 東区青海	2,455人	○	○	○	1	1	2基 (2)	2基 (2)	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
東京ビッグ サイト駅	東京臨海 新交通駅	東京都江 東区有明	19,291人	○	○	○	1	1	1基 (1)	4基 (4)	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
(合計) 計4駅				4駅	4駅	4駅	4	4	1基	4基	基	箇所	4駅	4駅	4駅	4駅	4駅	4	4駅

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和6年度）

住 所 東京都江東区有明3-13-1

事業者名 株式会社ゆりかもめ
代表者名 代表取締役社長 安部 文洋

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	該当無し	

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運行情報等の提供	駅構内や車内における映像や音声を発信する設備の定期的な点検等を実施しながら、当該設備を活用した運行情報等の提供を行う。（毎年度継続実施）	映像・音声設備を用いて運行情報等を適切に提供した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	該当無し	

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内案内表示器によるバリアフリー情報の提供	車両の乗降口上部に設置された液晶画面の車内案内表示器により、次の停車駅のバリアフリー情報等を提供する。（毎年度継続実施）	計画通り実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士及び交通サポートマネージャーの資格取得促進	介助、コミュニケーションスキル習得を目的とした当該認定資格を計画的に社員へ取得させる。(毎年度継続実施)	サービス介助士7名、交通サポートマネージャー4名が資格を取得した。
障害者高齢者対応研修の実施	移動困難者の状況を体験し、実践的なサポート方法を学ぶための研修を駅係員に実施することにより、バリアフリーに対する意識を高める。(毎年度継続実施)	係員57名及び受託者35名に対し、研修を実施した。
障害者高齢者対応マニュアルの更新	障害の種類に応じた配慮や障害者への理解といった基本的事項について、適宜、駅係員のお客様対応事例を踏まえた内容に見直す。(毎年度継続実施)	サービス介助士の研修資料等を基にマニュアルを更新し、研修を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
啓発活動・広報活動の実施	駅構内及び車内放送で優先席の利用マナーに関する啓発を行う。(毎年度継続実施) また、高齢者や障害者等が駅構内のバリアフリー施設を円滑に利用するための啓発放送等を実施する。(毎年度継続実施)	駅構内及び車内放送で啓発活動を実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

他社線との連絡会等の場を活用し、高齢者や障害者等の乗り継ぎ旅客の対応について、必要に応じて事業者間で情報共有を図り対応した。

(3) 報告書の公表方法

当社のホームページに掲載 (<https://www.yurikamome.co.jp/company/about.html>)

(4) その他

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数(両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数(両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
案内軌条式鉄道	12 72 編成(両)	12 72 編成(両)	12 編成	0 編成	0 編成	12 編成	0 編成
	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	12 72 編成(両)	12 72 編成(両)	12 編成	0 編成	0 編成	12 編成	0 編成

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和6年度）

住 所 東京都江東区有明3-13-1

事業者名 株式会社ゆりかもめ
代表者名 代表取締役社長 安部 文洋

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	該当無し	

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運行情報等の提供	駅構内や車内における映像や音声を発信する設備の定期的な点検等を実施しながら、当該設備を活用した運行情報等の提供を行う。（毎年度継続実施）	映像・音声設備を用いて運行情報等を適切に提供した。
照明設備の照度の確保	駅構内の通路や階段等において設置した照明設備について、定期的な点検等を行い、適切な照度を確保する。（毎年度継続実施）	照明設備の適切な照度を確保した。
旅客対応 (乗車券等発売所)	窓口では、旅客の求めに応じ、対面での対応を行う。また、必要に応じて筆談器やタブレット端末等を活用する。不在の際は、インターホンでの連絡を受け急行し対応する。（毎年度継続実施）	お客様への適切な案内を実施した。
教育訓練の実施	障害者や高齢者対応に関する駅係員への研修を実施するなど、必要な教育訓練を行う。（毎年度継続実施）	係員57名及び受託者35名に対し、研修を実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	乗降時の補助を行うとともに利用列車の停車時間を調整する。また、駅に係員が不在の際は、お客様から駅インターホンでの連絡を受け次第、近隣駅などから急行し対応する。（毎年度継続実施）	お客様への適切な案内を実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
文字、映像による情報提供	各駅の改札付近に設置している視認性の高いお客様案内ディスプレイで、文字や映像により、列車の運行状況等を情報提供する。(毎年度継続実施) モニター付インターホン、筆談器、タブレット端末等を用いたお客様対応を行う。(毎年度継続実施)	運行状況等の情報提供及び適切なお客様対応を実施した。
点字パネル・音声による情報提供	改札階、ホーム階で音声案内を行う。また、駅構内案内図、トイレ案内図、精算所には、点字パネルと音声ガイドを設置し、案内を行う。(毎年度継続実施)	お客様への適切な案内を実施した。
駅構内図の情報提供	エレベーターや誰でもトイレ等の位置を明示した駅構内図をホームページで情報提供する。(毎年度継続実施)	ホームページ上で駅構内図の情報提供を実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士及び交通サポートマネージャーの資格取得促進	介助、コミュニケーションスキル習得を目的とした当該認定資格を計画的に社員へ取得させる。(毎年度継続実施)	サービス介助士7名、交通サポートマネージャー4名が資格を取得した。
障害者高齢者対応研修の実施	移動困難者の状況を体験し、実践的なサポート方法を学ぶための研修を駅係員に実施することにより、バリアフリーに対する意識を高める。(毎年度継続実施)	係員57名及び受託者35名に対し、研修を実施した。
障害者高齢者対応マニュアルの更新	障害の種類に応じた配慮や障害者への理解といった基本的事項について、適宜、駅係員のお客様対応事例を踏まえた内容に見直す。(毎年度継続実施)	サービス介助士の研修資料等を基にマニュアルを更新し、研修を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
啓発活動・広報活動の実施	駅構内及び車内放送で優先席の利用マナーに関する啓発を行う。(毎年度継続実施) また、高齢者や障害者等が駅構内のバリアフリー施設を円滑に利用するための啓発放送等を実施する。(毎年度継続実施) 当社ホームページにおいて、駅構内におけるバリアフリー施設の利用に係る情報を提供する。(毎年度継続実施)	駅構内及び車内放送で啓発活動を実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

他社線との連絡会等の場を活用し、高齢者や障害者等の乗り継ぎ旅客の対応について、必要に応じて事業者間で情報共有を図り対応した。
--

(3) 報告書の公表方法

当社のホームページに掲載 (https://www.yurikamome.co.jp/company/about.html)
--

(4) その他

--

I. 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和7年3月31日現在)

軌道停留場の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人停留場、無人停留場の別	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置基数	エスカレーターの設置基数	その他の昇降機の設置基数	傾斜路の設置箇所数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の有無	障害者対応型の便所の設置の有無	障害者対応型の改札口の設置の有無	障害者対応型の券売機の設置の有無	車いす使用者の円滑な乗降が可能なプラットフォーム	転落防止のための設備の設置の有無
新橋駅	東京臨海新交通	東京都港区東新橋	58,257人		○	○	1	1	3基(3)	2基(2)	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
汐留駅	東京臨海新交通	東京都港区東新橋	7,782人	○	○	○	1	1	3基(3)	3基(3)	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
竹芝駅	東京臨海新交通	東京都港区海岸	5,132人	○	○	○	2	2	2基(2)	3基(3)	基	箇所	○	○	○	○	○	2	○
日の出駅	東京臨海新交通	東京都港区海岸	2,441人	○	○	○	1	1	2基(2)	3基(3)	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
台場駅	東京臨海新交通	東京都港区台場	19,936人	○	○	○	1	1	1基(1)	3基(3)	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
東京国際クルーズターミナル駅	東京臨海新交通	東京都江東区青海	3,503人	○	○	○	1	1	2基(2)	3基(3)	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
テレコムセンター駅	東京臨海新交通	東京都江東区青海	9,267人	○	○	○	1	1	3基(3)	3基(3)	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
有明駅	東京臨海新交通	東京都江東区有明	9,102人		○	○	2	2	4基(4)	5基(5)	基	箇所	○	○	○	○	○	2	○
有明テニスの森駅	東京臨海新交通	東京都江東区有明	8,868人	○	○	○	1	1	3基(3)	3基(3)	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
市場前駅	東京臨海新交通	東京都江東区豊洲	16,534人	○	○	○	1	1	3基(3)	3基(3)	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
新豊洲駅	東京臨海新交通	東京都江東区豊洲	10,511人	○	○	○	1	1	3基(3)	3基(3)	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
豊洲駅	東京臨海新交通	東京都江東区豊洲	35,402人		○	○	1	1	2基(2)	5基(5)	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
(合計)計12停留場				10停留場	12停留場	12停留場	14	14	12基(31)	12基(47)	基	箇所	12停留場	12停留場	12停留場	12停留場	12停留場	14	12停留場

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和6年度）

住 所 東京都江東区有明3-13-1

事業者名 株式会社ゆりかもめ
代表者名 代表取締役社長 安部 文洋

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	該当無し	

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運行情報等の提供	駅構内や車内における映像や音声を発信する設備の定期的な点検等を実施しながら、当該設備を活用した運行情報等の提供を行う。（毎年度継続実施）	映像・音声設備を用いて運行情報等を適切に提供した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	該当無し	

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内案内表示器によるバリアフリー情報の提供	車両の乗降口上部に設置された液晶画面の車内案内表示器により、次の停車駅のバリアフリー情報等を提供する。（毎年度継続実施）	計画通り実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士及び交通サポートマネージャーの資格取得促進	介助、コミュニケーションスキル習得を目的とした当該認定資格を計画的に社員へ取得させる。(毎年度継続実施)	サービス介助士7名、交通サポートマネージャー4名が資格を取得した。
障害者高齢者対応研修の実施	移動困難者の状況を体験し、実践的なサポート方法を学ぶための研修を駅係員に実施することにより、バリアフリーに対する意識を高める。(毎年度継続実施)	係員57名及び受託者35名に対し、研修を実施した。
障害者高齢者対応マニュアルの更新	障害の種類に応じた配慮や障害者への理解といった基本的事項について、適宜、駅係員のお客様対応事例を踏まえた内容に見直す。(毎年度継続実施)	サービス介助士の研修資料等を基にマニュアルを更新し、研修を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
啓発活動・広報活動の実施	駅構内及び車内放送で優先席の利用マナーに関する啓発を行う。(毎年度継続実施) また、高齢者や障害者等が駅構内のバリアフリー施設を円滑に利用するための啓発放送等を実施する。(毎年度継続実施)	車内放送で啓発活動を実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

他社線との連絡会等の場を活用し、高齢者や障害者等の乗り継ぎ旅客の対応について、必要に応じて事業者間で情報共有を図り対応した。

(3) 報告書の公表方法

当社のホームページに掲載 (<https://www.yurikamome.co.jp/company/about.html>)

(4) その他

--

II. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数(両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数(両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
案内軌条式鉄道	14 編成 84 (両)	14 編成 84 (両)	14 編成	0 編成	0 編成	14 編成	0 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	14 編成 84 (両)	14 編成 84 (両)	14 編成	0 編成	0 編成	14 編成	0 編成

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	